

○自動車局においては、トラック運送事業者の取引環境の改善及び長時間労働の抑制に取り組むため、平成27年度、厚生労働省と共同で、荷主も構成員に含めた「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を設置。

○同協議会における取引環境改善に向けた議論に先立ち、適正運賃・料金収受に関する議論の論点整理や方向性に関する助言を行うための場として、平成28年7月に「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置。

検討会を4回開催し、適正な運賃・料金収受に向けた方策を取りまとめ、協議会へ報告。

## 「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」委員

### 委員

#### 【学識経験者】

- ・ 藤井 聡 京都大学工学部工学研究科教授（座長）
- ・ 野尻 俊明 流通経済大学学長
- ・ 柳澤 宏輝 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

#### 【行政】

- ・ 平嶋 隆司 国土交通省自動車局貨物課長
- ・ 川上 泰司 国土交通省総合政策局参事官（物流産業）
- ・ 藤枝 茂 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
- ・ 伊奈 友子 経済産業省商務・サービスグループ物流企画室長

### オブザーバー

#### 【荷主】

- ・ 上田 正尚 （一社）日本経済団体連合会産業政策本部長
- ・ 栗原 博 日本商工会議所流通・地域振興部長
- ・ 黒川 毅 日本機械輸出組合理国貿易円滑化委員会委員長

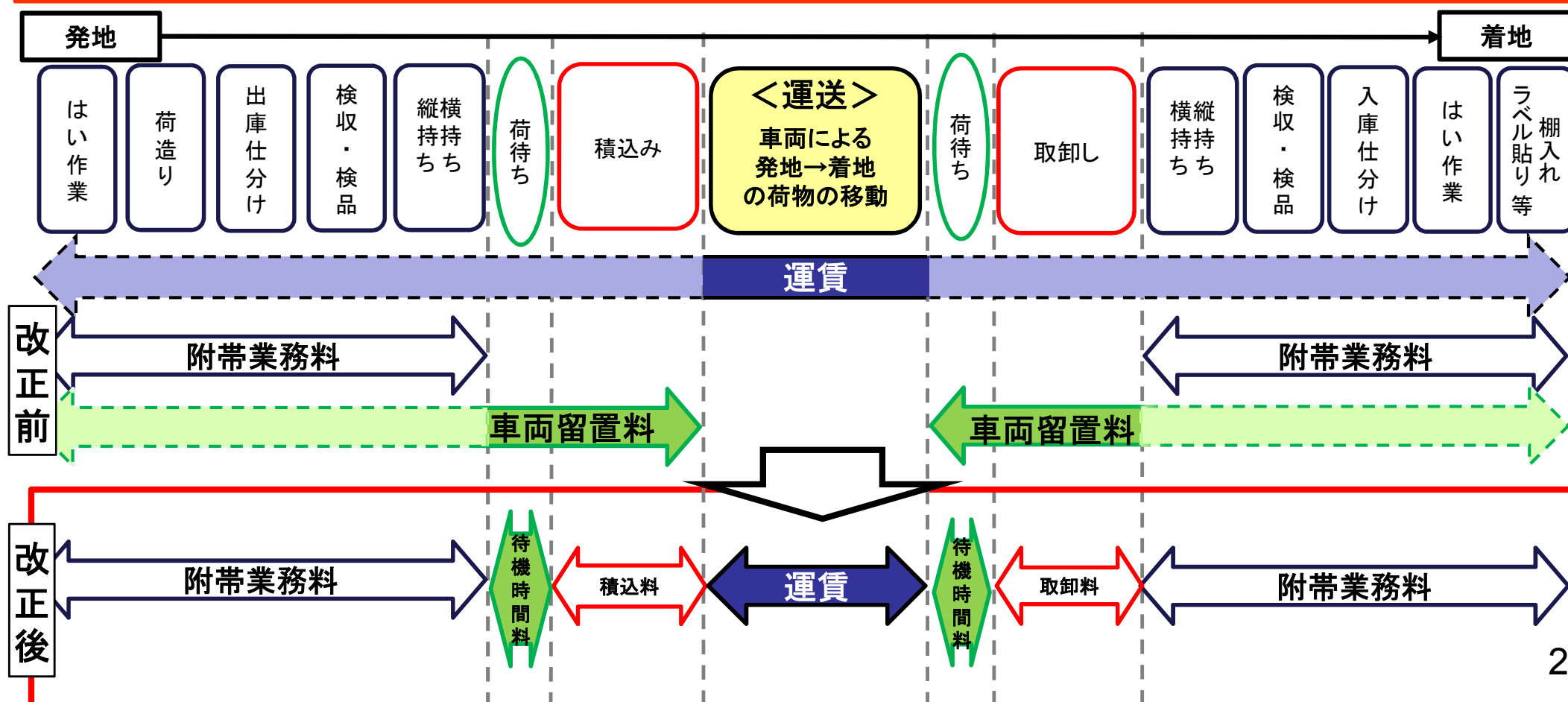
#### 【トラック運送業】

- ・ 坂本 克己 （公社）全日本トラック協会会長
- ・ 馬渡 雅敏 （公社）全日本トラック協会副会長

○運賃が運送の対価であることを明確化するため、運賃の範囲を明確化する通達を発出。

○適正な運賃・料金を収受するための方策として標準貨物自動車運送約款を以下の通り改正。

- ①荷送人が運送依頼をする際に作成する運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積込料」、「取卸料」等の料金の具体例を規定。
- ②荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とそれぞれ規定。
- ③附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「はい作業」<sup>(※)</sup>を追加。等



(※)はい作業:倉庫等において袋や箱を一定の方法で規則正しく積み上げたり、積み上げられた荷をくずしたりする作業

## トラック事業者へ周知を図るための方策

- 各都道府県トラック協会を通じトラック事業者へ約款改正に係るリーフレット（別添参照）を配布。
- 各都道府県トラック協会が開催している生産性向上セミナーにおいて、約款改正の概要を説明するとともにリーフレットを配布。
- 各運輸支局が開催している地方協議会において、約款改正の概要を説明するとともにリーフレットを配布。
- 各運輸支局窓口にリーフレットを備付け。

## 荷主に周知を図るための方策

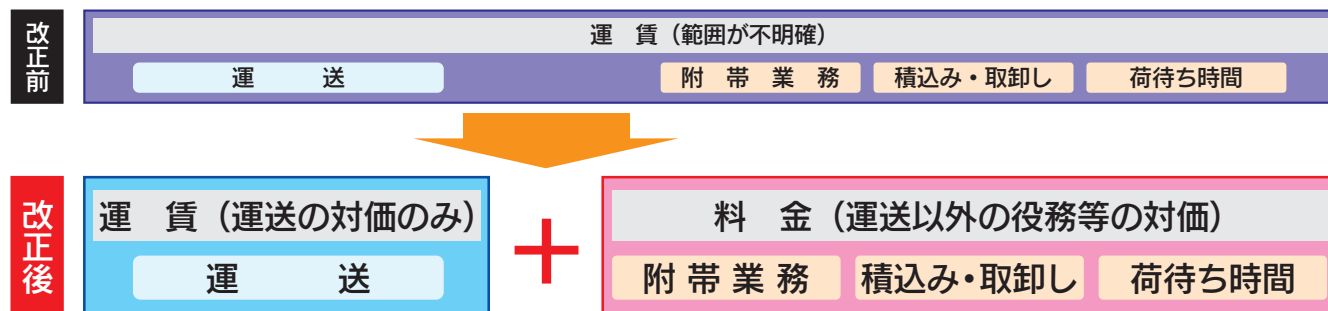
- 各運輸支局から各都道府県の荷主団体に約款改正の概要を説明するとともにリーフレットを配布。
- 各運輸支局が開催している地方協議会において、農林水産省が委員になっていない協議会においては、地方農政局にも協議会への参画を依頼する。
- 経済産業省及び農林水産省より提供いただいた荷主団体等リストに基づき、全日本トラック協会から案内文及びリーフレットを送付。

# 平成29年11月4日よりトラック運送における 運賃・料金の収受ルールが変わります。

## 標準貨物自動車運送約款等の改正概要

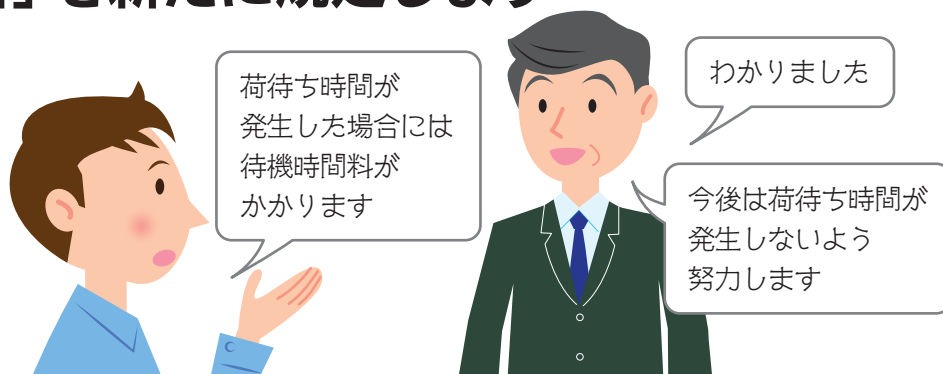
### ① 「運賃」と「料金」の区別を明確化します

運賃が運送の対価であることを明確化します。



### ② 「待機時間料」を新たに規定します

荷主都合による  
荷待ち時間の対価を  
「待機時間料」とします。



### ③ 附帯業務の内容をより明確化します

附帯業務の内容に「棚入れ」、  
「ラベル貼り」等※を追加します。

※その他追加する附帯業務：「横持ち」、「縦持ち」、  
「はい作業（倉庫等において箱等を一定の方法で  
規則正しく積み上げたり崩したりする作業）」



## 標準貨物自動車運送約款とは？

国土交通省が制定するトラック事業者と荷主の契約書のひな形です。

# 荷主に行っていただきたいこと

- ✓ **運送状に「運賃」と「料金」を区別して記載する。**
  - ▶ 運賃とは別に積込み・取卸し、附帯業務の料金を記載する必要があります。
- ✓ **運送以外の役務等が生じる場合はトラック事業者にその対価となる料金を支払う。**
  - ▶ 運送状に記載がない作業や荷待ち時間が発生した場合においても料金を支払う必要があります。

# トラック事業者が行うべきこと

- ✓ **新標準約款を営業所に掲示する**
  - ▶ 約款を掲示していない場合、罰則の対象となります。
- ✓ **運賃・料金表の変更届出を行う**
  - ▶ 「積込料」「取卸料」「待機時間料」を新たに設定する必要があります。

## 問合せ先

### 国土交通省貨物課

☎ 03-5253-8575

北海道運輸局貨物課

☎ 011-290-2743

東北運輸局貨物課

☎ 022-791-7531

関東運輸局貨物課

☎ 045-211-7248

北陸信越運輸局貨物課

☎ 025-285-9154

中部運輸局貨物課

☎ 052-952-8037

近畿運輸局貨物課

☎ 06-6949-6447

中国運輸局貨物課

☎ 082-228-3438

四国運輸局貨物課

(平成29年11月19日まで)

☎ 087-835-6365

(平成29年11月20日～)

☎ 087-802-6773

九州運輸局貨物課

☎ 092-472-2528

沖縄総合事務局陸上交通課

☎ 098-866-1836

または、全日本トラック協会、お近くの都道府県トラック協会へお問い合わせください。



国土交通省



公益社団法人

全日本トラック協会

都道府県トラック協会

各地方運輸局自動車交通部長  
沖縄総合事務局運輸部長  
(単名各通) } 殿

自動車局貨物課長  
(公印省略)

一般貨物自動車運送事業等における運賃及び料金について

一般貨物自動車運送事業（宅配便、引越輸送及び霊柩運送を除く。）及び特定貨物自動車運送事業並びに貨物軽自動車運送事業（以下「貨物運送事業」という。）における運賃及び料金の届出については、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく運賃及び料金届出書の取扱要領について」（平成15年2月14日付け国自貨第85号）に基づき取扱ってきたところであるが、今般、取引条件の適正化の必要性の高まりを受けて、貨物運送事業における運賃及び料金の定義を下記のとおり定めたので、了知されたい。

記

1. 運賃

貨物運送事業における「運賃」とは、貨物の場所的移動に対する対価をいう。なお、貨物の積付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業を行う者（以下「貨物運送事業者」という。）が備えている積付用品による作業への対価を含むものとする。

2. 料金

貨物運送事業における「料金」とは、（1）及び（2）のとおりとする。

（1）貨物運送事業者が受託する運送以外の役務に対する対価であって以下①～③に掲げるもの。

①積込料又は取卸料

貨物の発地又は着地において、荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う貨物の車両への積込み又は車両からの取卸し（貨物の積付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業者が備えている積付用品による作業を除く。）に対する対価

②待機時間料

車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により貨物運送事業者が待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に対する対価

③附帯業務料

荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務に対する対価

- (2) 深夜・早朝配送等の特別な費用が発生する輸送により増加する費用を賄うために収受するためのもの。

附 則

この通達は、平成29年11月4日から施行する。





国自貨第59号の2  
平成29年8月4日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



一般貨物自動車運送事業等における運賃及び料金について

一般貨物自動車運送事業（宅配便、引越輸送及び霊柩運送を除く。）及び特定貨物自動車運送事業並びに貨物軽自動車運送事業（以下「貨物運送事業」という。）における運賃及び料金の届出については、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく運賃及び料金届出書の取扱要領について」（平成15年2月14日付け国自貨第85号）に基づき取扱ってきたところであるが、今般、取引条件の適正化の必要性の高まりを受けて、貨物運送事業における運賃及び料金の定義を定め、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、貴協会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



別 添

国 自 貨 第 5 9 号  
平成 2 9 年 8 月 4 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局貨物課長

### 一般貨物自動車運送事業等における運賃及び料金について

一般貨物自動車運送事業（宅配便、引越輸送及び霊柩運送を除く。）及び特定貨物自動車運送事業並びに貨物軽自動車運送事業（以下「貨物運送事業」という。）における運賃及び料金の届出については、「貨物自動車運送事業報告規則に基づく運賃及び料金属届出書の取扱要領について」（平成15年2月14日付け国自貨第85号）に基づき取扱ってきたところであるが、今般、取引条件の適正化の必要性の高まりを受けて、貨物運送事業における運賃及び料金の定義を下記のとおり定めたので、了知されたい。

### 記

#### 1. 運賃

貨物運送事業における「運賃」とは、貨物の場所的移動に対する対価をいう。なお、貨物の積付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業を行う者（以下「貨物運送事業者」という。）が備えている積付用品による作業への対価を含むものとする。

#### 2. 料金

貨物運送事業における「料金」とは、（1）及び（2）のとおりとする。

（1）貨物運送事業者が受託する運送以外の役務に対する対価であって以下①～③に掲げるもの。

##### ①積込料又は取卸料

貨物の発地又は着地において、荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う貨物の車両への積込み又は車両からの取卸し（貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常貨物運送事業者が備えている積付用品による作業を除く。）に対する対価

##### ②待機時間料

車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により貨物運送事業者が待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に対する対価

③附帯業務料

荷送人又は荷受人の依頼により、貨物運送事業者が行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務に対する対価

（２）深夜・早朝配送等の特別な費用が発生する輸送により増加する費用を賄うために収受するためのもの。

附 則

この通達は、平成２９年１１月４日から施行する。

国 自 貨 第 6 0 号  
平成 2 9 年 8 月 4 日

各地方運輸局運輸局自動車交通部長 }  
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿  
(単名各通)

自動車局貨物課長  
(公印省略)

トラック運送業における適正な運賃・料金の収受に向けた取組の推進について

トラック運送業における適正運賃・料金収受等の取引環境の改善に取り組むため、平成 2 7 年度に厚生労働省と共同で設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を平成 2 8 年 7 月に設置し、適正な運賃・料金収受に向けた方策等について検討を進めてきたところである。

当該検討会において、約 3 割の事業者が附帯業務料、車両留置料等が十分に収受できていない等の状況を踏まえ、適正な運賃・料金の収受のため運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別建てで料金を収受できる環境を整備する必要があるとされた。

今般、適正な運賃・料金の収受に向け、標準貨物自動車運送約款（平成 2 年運輸省告示第 5 7 5 号）及び標準貨物軽自動車運送約款（平成 1 5 年国土交通省告示第 1 7 1 号）の一部を改正するとともに、「一般貨物自動車運送事業における運賃及び料金について」通達を発出し、併せて「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の一部を改正することとする。

ついては、貴局においても、適正運賃・料金収受の取組が推進されるよう、貴局管下業界団体及び事業者に対し周知徹底されたい。

なお、別添のとおり、公益社団法人全日本トラック協会会長あてに通知したので申し添える。



国自貨第60号の2  
平成29年8月4日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



トラック運送業における適正な運賃・料金の収受に向けた取組の推進について

トラック運送業における適正運賃・料金収受等の取引環境の改善に取り組むため、平成27年度に厚生労働省と共同で設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を平成28年7月に設置し、適正な運賃・料金収受に向けた方策等について検討を進めてきたところである。

当該検討会において、約3割の事業者が附帯業務料、車両留置料等が十分に収受できていない等の状況を踏まえ、適正な運賃・料金の収受のため運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別建てで料金を収受できる環境を整備する必要があるとされた。

今般、適正な運賃・料金の収受に向け、標準貨物自動車運送約款（平成2年運輸省告示第575号）及び標準貨物軽自動車運送約款（平成15年国土交通省告示第171号）の一部を改正するとともに、「一般貨物自動車運送事業における運賃及び料金について」通達を発出し、併せて「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の一部を改正することとする。

ついては、貴協会においても、新たな標準貨物自動車運送約款等への切替え並びにこれに伴う揭示の変更並びに運賃及び料金の届出が適切に行われるよう、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

国 自 貨 第 6 1 号  
平成 2 9 年 8 月 4 日

経済産業省商務・サービスグループ物流企画室長  
伊奈 友子 殿

国土交通省自動車局貨物課長  
平嶋 隆司

トラック運送業の取引条件の改善に向けた荷主企業等への協力要請について

トラック運送業における適正運賃・料金收受等の取引環境の改善に取り組むため、平成 2 7 年度に厚生労働省と共同で設置した「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の下に、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を平成 2 8 年 7 月に設置し、適正な運賃・料金收受に向けた方策等について検討を進めてきたところです。

当該検討会において、約 3 割の事業者が附帯業務料、車両留置料等が十分に收受できていない等の状況を踏まえ、適正な運賃・料金の收受のため運賃と料金の範囲を明確化し、運賃とは別建てで料金を收受できる環境を整備する必要があるとされたところです。

今般、適正な運賃・料金の收受に向け、標準貨物自動車運送約款（平成 2 年運輸省告示第 5 7 5 号）及び標準貨物軽自動車運送約款（平成 1 5 年国土交通省告示第 1 7 1 号）の一部を改正するとともに、「一般貨物自動車運送事業における運賃及び料金について」通達を発出し、併せて「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の一部を改正することとしました。

つきましては、貴省所管の荷主団体を通じて、着荷主を含む荷主企業等に対し、周知をいただくとともに、トラック事業者の取引条件の改善に向けた協力の働きかけをいただけますよう、よろしくお願いいたします。

○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 <u>運送業務等</u></p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 <u>積付け、積込み又は取卸し（第十七条）</u></p> <p>第四節（略）</p> <p>第三章 附帯業務</p> <p>第一章 総則（略）</p> <p>第二章 <u>運送業務等</u></p> <p>第一節 通則（略）</p> <p>第二節 引受け</p> <p>第六条・第七条（略）</p> <p>（運送状等）</p> <p>第八条 荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十二条第二項において同じ。）が荷送人である場合であつて、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。</p> <p>一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> <p>二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> <p>三 運送の扱種別</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 <u>運送業務</u></p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 <u>積込み又は取卸し（第十七条）</u></p> <p>第四節（略）</p> <p>第三章 附帯業務</p> <p>第一章 総則（略）</p> <p>第二章 <u>運送業務</u></p> <p>第一節 通則（略）</p> <p>第二節 引受け</p> <p>第六条・第七条（略）</p> <p>（運送状等）</p> <p>第八条 荷送人は、次の事項を記載した運送状を署名又は記名捺印の上、一口ごとに提出しなければなりません。ただし、個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。第三十二条第二項において同じ。）が荷送人である場合であつて、当店がその必要がないと認めたときは、この限りではありません。</p> <p>一 貨物の品名、品質及び重量又は容積並びにその荷造りの種類及び個数</p> <p>二 集貨先及び配達先又は発送地及び到達地（団地、アパートその他高層建築物にあつては、その名称及び電話番号を含む。）</p> <p>三 運送の扱種別</p> |

四 運賃、料金（第三十三條の二に規定する積込料及び取卸料、第三十三條の三に規定する待機時間料、第六十條第一項に規定する附帯業務料等をいう。）、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項

五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

六 運送状の作成地及びその作成の年月日

七 高価品については、貨物の種類及び価額

八 貨物の積込み又は取卸しを委託するときは、その旨

九 第六十條第一項に規定する附帯業務を委託するときは、その旨

十 運送保険に付することを委託するときは、その旨

十一 その他その貨物の運送に関し必要な事項

2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出の必要がないと認めたときは、当店に前項各号に掲げる事項を申告しなければなりません。

第九條（第十六條（略））

### 第三節 積付け、積込み又は取卸し

（積付け、積込み又は取卸し）

第十七條 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。

2 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店の責任においてこれを行います。

3 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

### 第四節（第六節（略））

### 第七節 運賃及び料金

四 運賃、料金、燃料サーチャージ、有料道路利用料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。）の額その他その支払に関する事項

五 荷送人及び荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

六 運送状の作成地及びその作成の年月日

七 高価品については、貨物の種類及び価額

（新設）

八 品代金の取立てを委託するときは、その旨

九 運送保険に付することを委託するときは、その旨

十 その他その貨物の運送に関し必要な事項

2 荷送人は、当店が前項の運送状の提出の必要がないと認めたときは、当店に前項各号に掲げる事項を申告しなければなりません。

第九條（第十六條（略））

### 第三節 積込み又は取卸し

（積込み又は取卸し）

第十七條 貨物の積込み又は取卸しは、当店の責任においてこれを行います。

（新設）

2 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用品は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

### 第四節（第六節（略））

### 第七節 運賃及び料金



第三十二条・第三十三条（略）

（積込料又は取卸料）

第三十三条の二 当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

（待機時間料）

第三十三条の三 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。）に応じて、当店が別に定める料金を収受します。

第三十四条～第三十七条（略）

第八節・第九節（略）

第三章 附帯業務

（附帯業務及び附帯業務料）

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。

2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

第六十一条・第六十二条（略）

第三十二条・第三十三条（略）

（新設）

（車両留置料）

第三十三条の二 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により留置された時間（貨物の積込み又は取卸しの時間を含む。）に応じて、当店が別に定める車両留置料を収受します。

第三十四条～第三十七条（略）

第八節・第九節（略）

第三章 附帯業務

（附帯業務）

第六十条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務（以下「附帯業務」という。）を引き受けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受します。

2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。

第六十一条・第六十二条（略）

# トラック運送業における 運賃・料金に関する調査結果

平成29年 2月

国土交通省 自動車局 貨物課  
公益社団法人 全日本トラック協会

# 目 次

|                                 |       |    |
|---------------------------------|-------|----|
| I. 調査概要                         | ..... | 2  |
| II. 回答事業者の概要                    | ..... | 3  |
| III. 取引状況<br>（実運送の売上高が一番高い輸送品目） | ..... | 8  |
| IV. 料金・運賃収受「全般」                 | ..... | 24 |
| V. 「適正取引推進に係る」各ガイドライン           | ..... | 31 |

# I. 調査概要

## 1. 調査の目的

本調査は、トラック運送業における運賃・料金に関する実態を把握し、「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」にて適正運賃・料金収受に向けた方策を検討することを目的として、調査するものである。

## 2. 調査の対象

本調査は、全国のトラック運送事業者1,776者（郵送法及びメール依頼）を対象に実施された。

## 3. 調査実施期間

調査期間は、平成28年12月末～1月31日である。

## 4. 調査実施方法

本調査は、紙による郵送依頼、メール依頼により、書面返送またはインターネット画面にアクセスする方法にて実施された。

## 5. 回収数(H29.2.9現在)

回収数は545事業者であり、回収率は30.7%である。

## 6. 分析の留意点

質問は、無回答を除いて集計している。百分比は、小数点第2位で四捨五入して、小数点第1位までを表示している。四捨五入しているため、合計値が100%を前後することがある。

## Ⅱ．回答事業者の概要



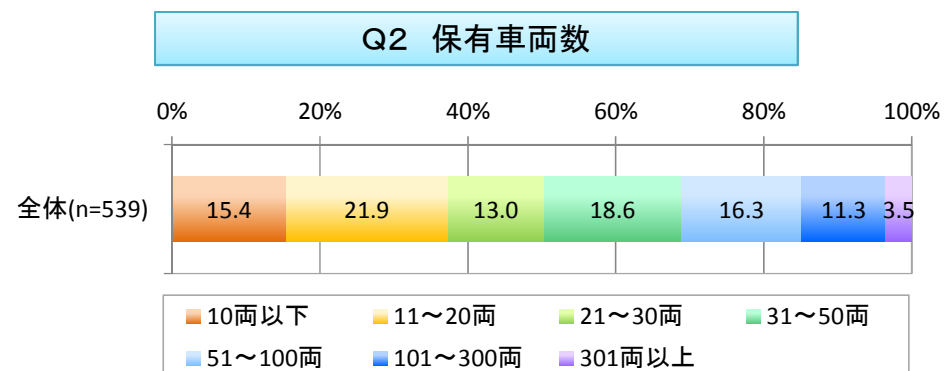
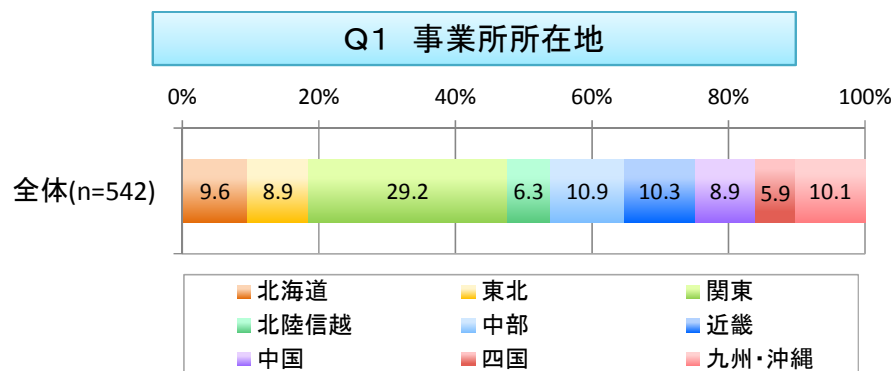
## Ⅱ. 回答事業者の概要

### 1. 所在地、保有車両数

#### 【対象者: 全員】

Q1: 貴社の所在地をご回答ください。

Q2: 貴社が保有するトラック運送事業用自動車(うち軽自動車を除く)の保有車両数をお答えください。

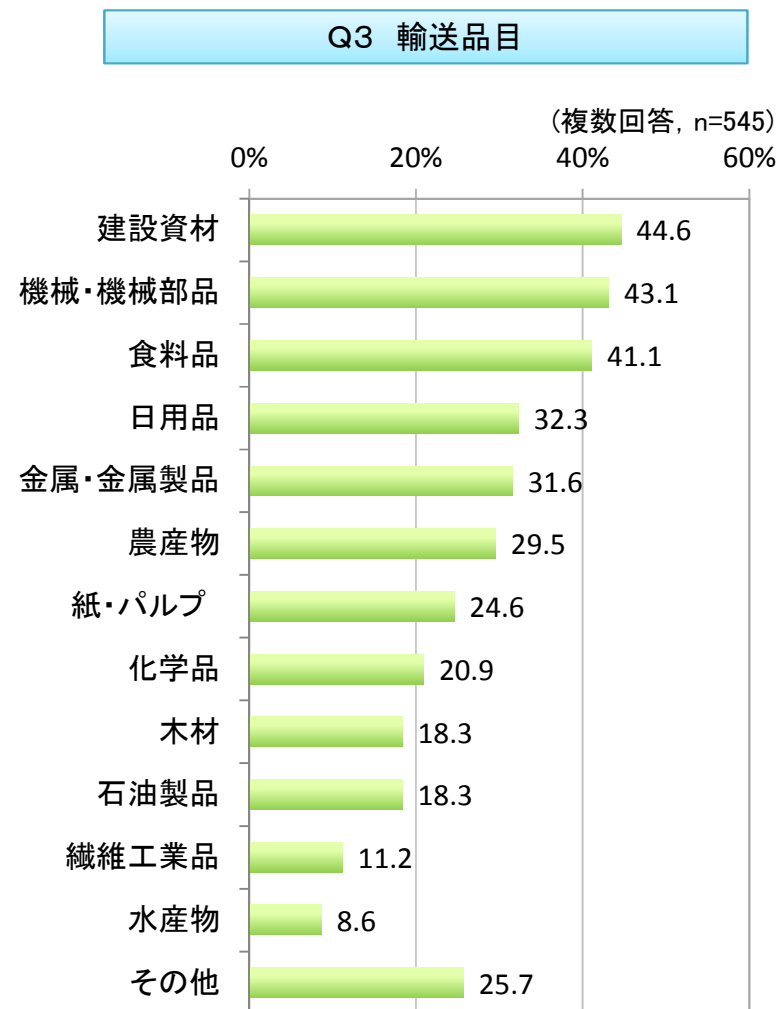


## Ⅱ. 回答事業者の概要

### 2. 輸送品目

【対象者: 全員】

Q3: 貴社が実運送で取り扱っている輸送品目について、該当する品目を全て選択してください。



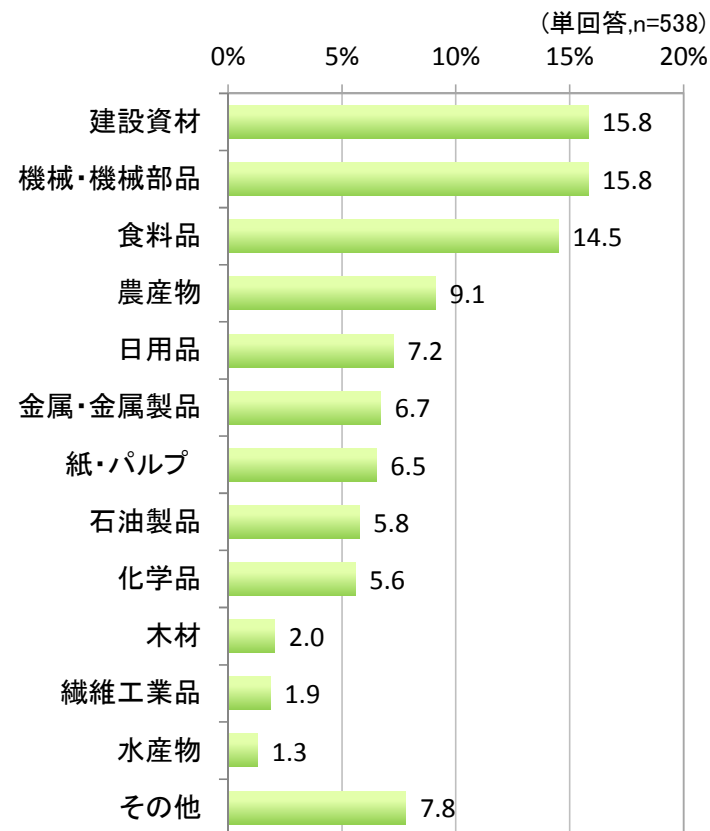
## Ⅱ. 回答事業者の概要

### 3. 売上高の一番高い輸送品目について

【対象者:全員】

Q4: 貴社の実運送の売上高の一番高い輸送品目、及びその具体的な品名をご記入ください。

Q4 売上高の一番高い輸送品目及び品名



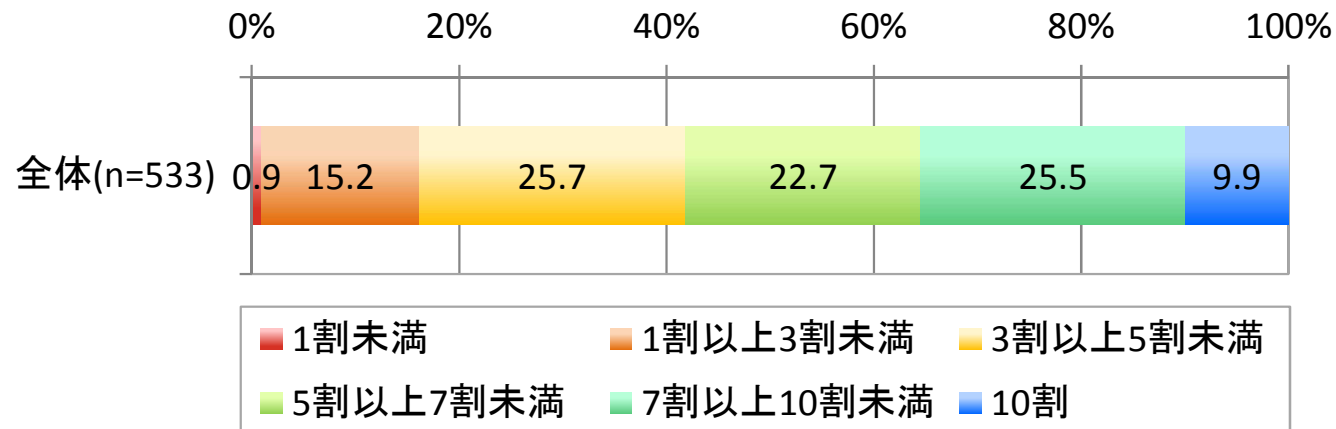
## Ⅱ. 回答事業者の概要

### 4. 売上高の一番高い輸送品目について

【対象者: 全員】

Q5: 貴社の実運送の売上高の一番高い輸送品目の売上げは、実運送全体の売上げのどの位の割合ですか。

Q5 売上高全体に占める割合



### Ⅲ. 取引状況

(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

## Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

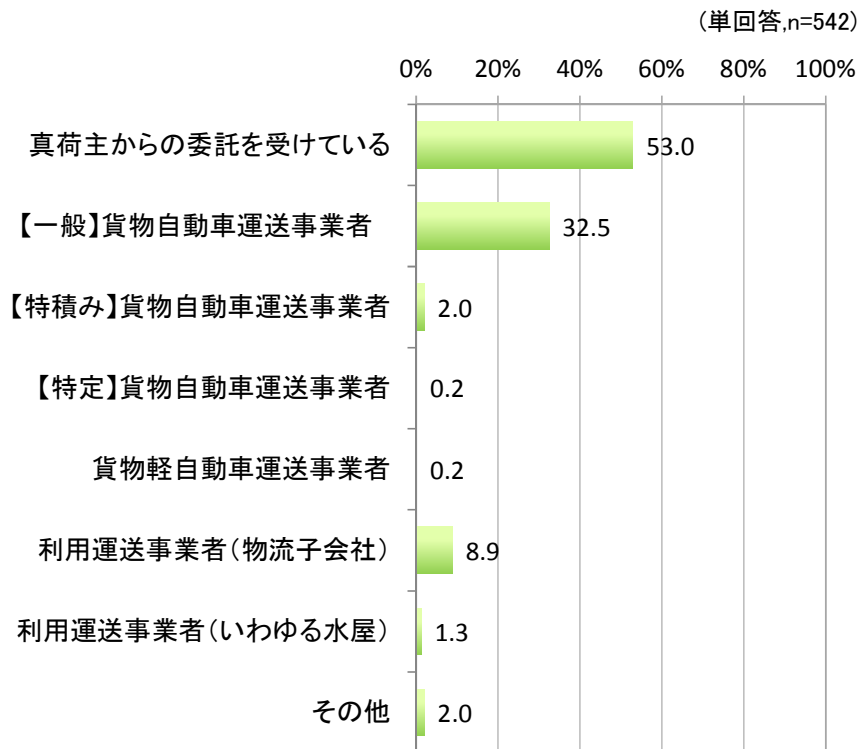
### 1. 主な運送委託者の属性、取引上の立場

【対象者: 全員】

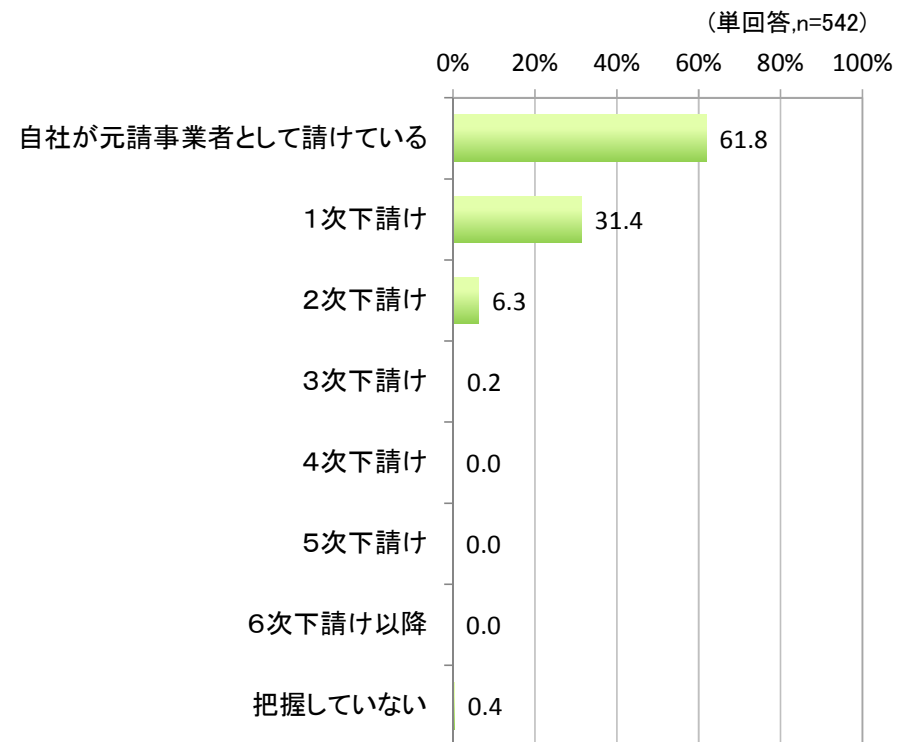
Q6: 売上高が一番高い輸送品目についてお聞きます。貴社への主な運送委託者の属性は何ですか。(単回答)

Q7: 貴社の取引の主な立場について、お答え下さい。(単回答)

Q6 主な運送委託者



Q7 取引上の主な立場



## Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

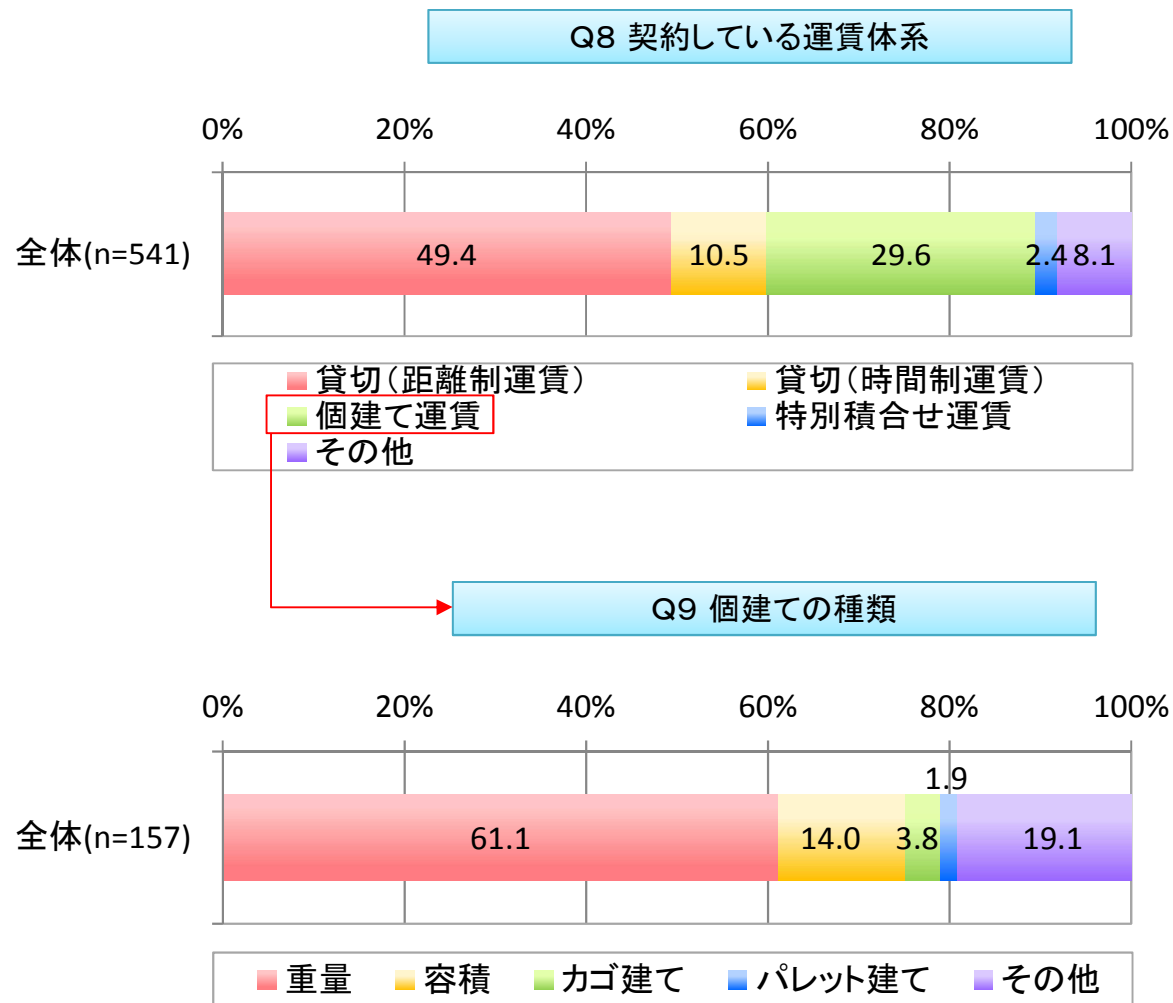
### 2. 取引先と契約している運賃体系

【対象者: 全員】

Q8: 取引先と契約している運賃体系について、主に適用しているものをお答えください。(単回答)

【対象者: 上記設問で「個建て運賃」を選択した回答者】

Q9: 個建ての種類は何ですか。(単回答)





## Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

### 3. 費用収受① 燃油サーチャージ

【対象者: 全員】

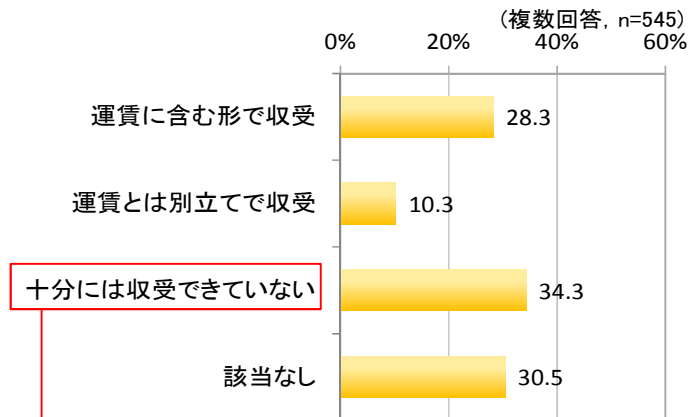
Q10: 燃油サーチャージの費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者: 上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

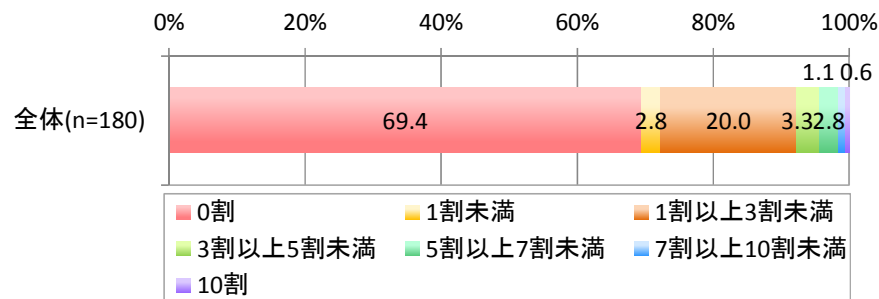
Q11: 収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q12: 燃油サーチャージは運送契約書に記載していますか。(単回答)

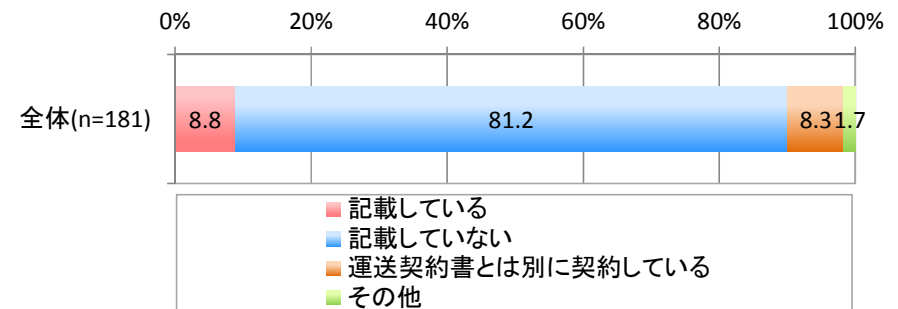
Q10 費用収受の状況



Q11 収受できている割合



Q12 運送契約書への記載



## Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

### 3. 費用収受② 車両留置料(手待ち時間料金)

【対象者: 全員】

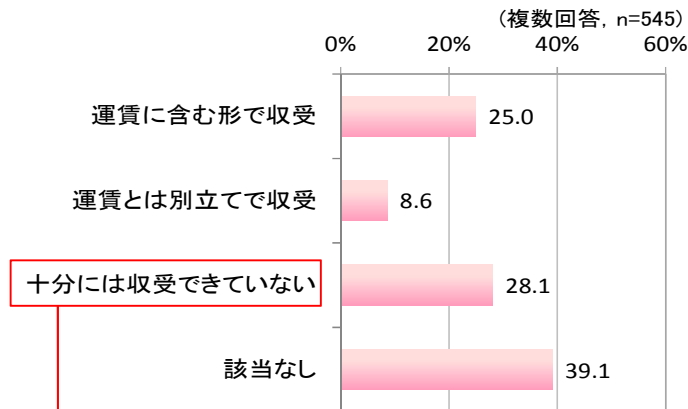
Q13: 車両留置料の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者: 上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

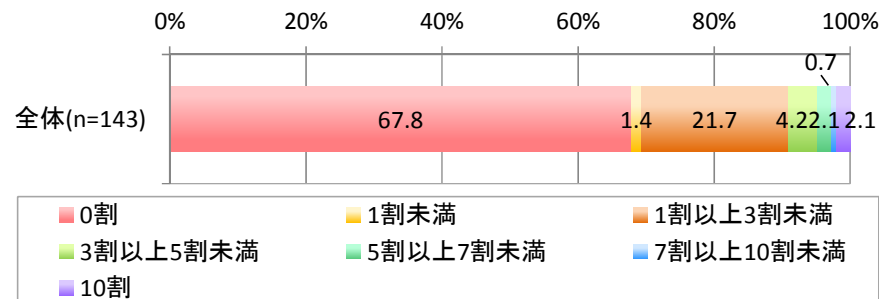
Q14: 収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q15: 車両留置料は運送契約書に記載していますか。(単回答)

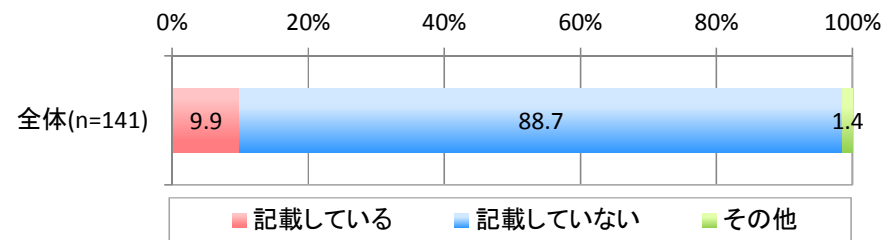
Q13 費用収受の状況



Q14 収受できている割合



Q15 運送契約書への記載



## Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

### 3. 費用収受③ 付帯業務料(仕分け、検品、横持ち等)

【対象者: 全員】

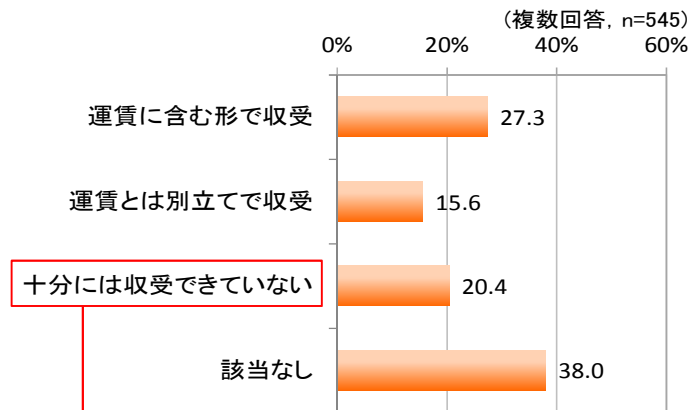
Q16: 付帯業務料の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者: 上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

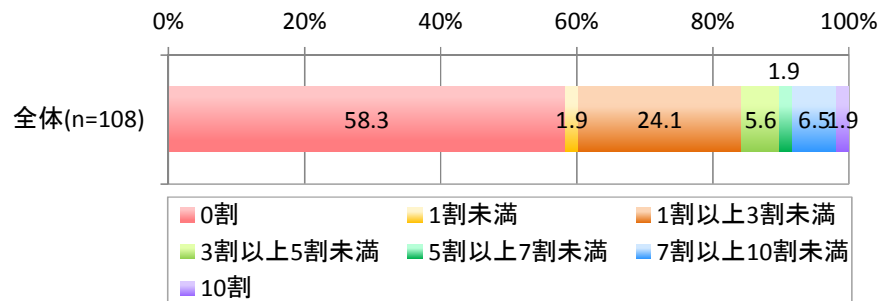
Q17: 収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q18: 付帯業務料は運送契約書に記載していますか。(単回答)

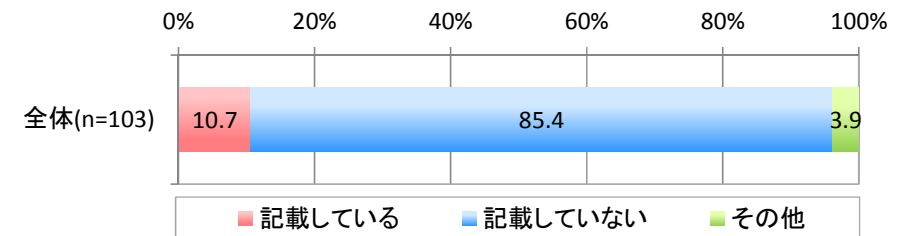
Q16 費用収受の状況



Q17 収受できている割合



Q18 運送契約書への記載



## Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

### 3. 費用収受④ 積込・取卸料

【対象者: 全員】

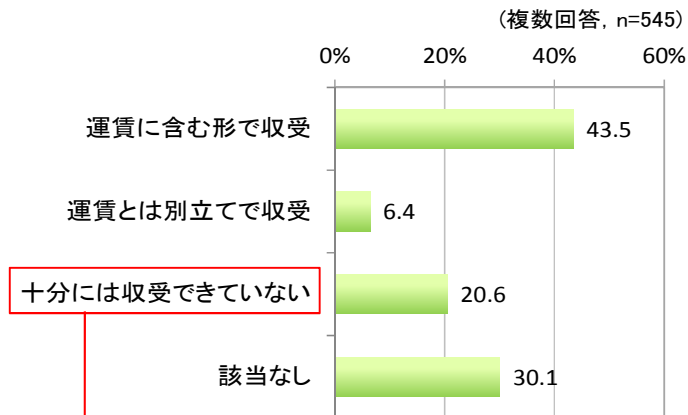
Q19: 積込・取卸料の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者: 上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

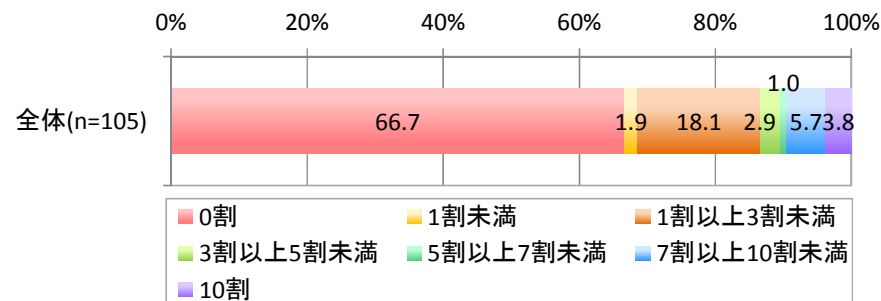
Q20: 収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q21: 積込・取卸料は運送契約書に記載していますか。(単回答)

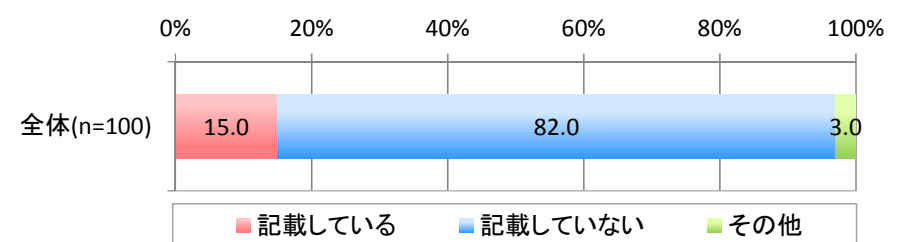
Q19 費用収受の状況



Q20 収受できている割合



Q21 運送契約書への記載



## Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

### 3. 費用収受⑤ 通行料(高速道路利用料等)

【対象者: 全員】

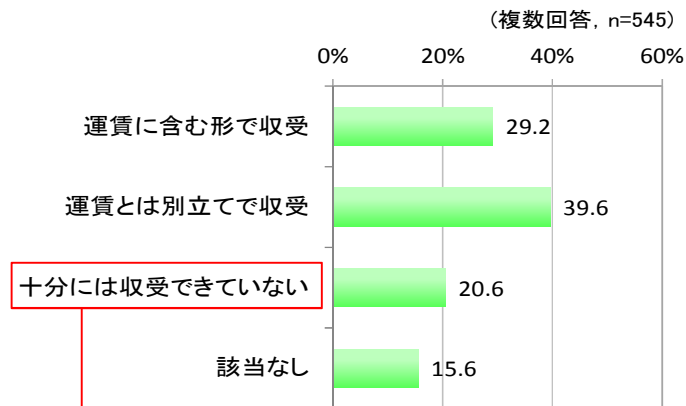
Q22: 通行料の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者: 上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

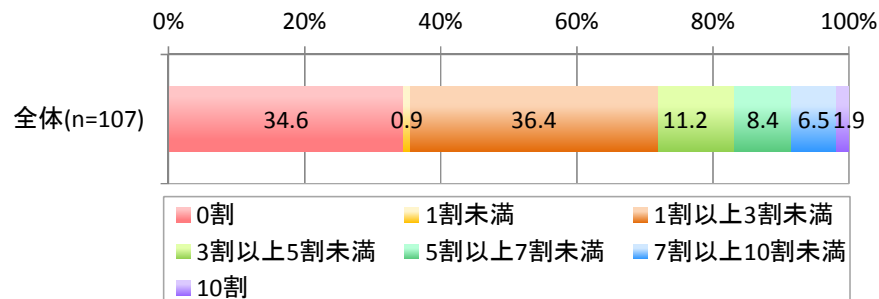
Q23: 収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q24: 通行料は運送契約書に記載していますか。(単回答)

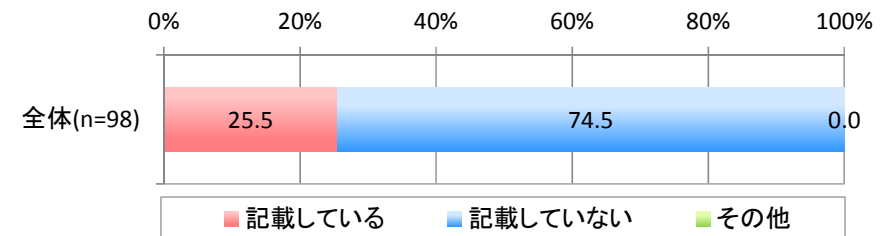
Q22費用収受の状況



Q23 収受できている割合



Q24 運送契約書への記載



## Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

### 3. 費用収受⑥ 特種品目費(貴重品、危険品、特殊品等)

【対象者: 全員】

Q25: 通行料の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

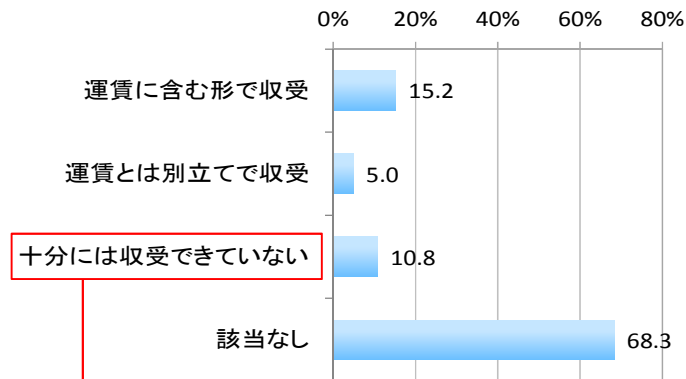
【対象者: 上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

Q26: 収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

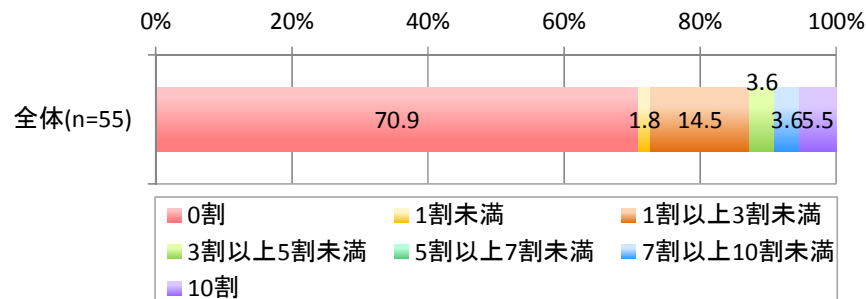
Q27: 通行料は運送契約書に記載していますか。(単回答)

Q25 費用収受の状況

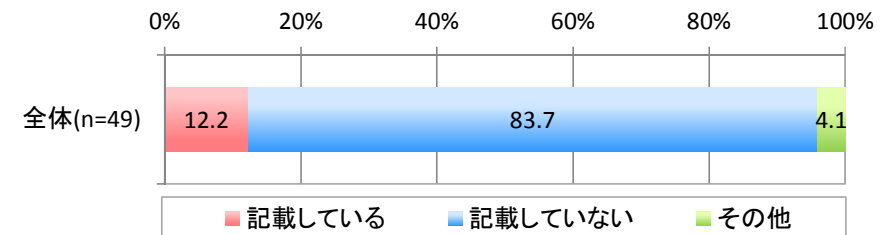
(複数回答, n=545)



Q26 収受できている割合



Q27 運送契約書への記載



## Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

### 3. 費用収受⑦ 割増料金(休日・深夜早朝割増、冬期割増等)

【対象者: 全員】

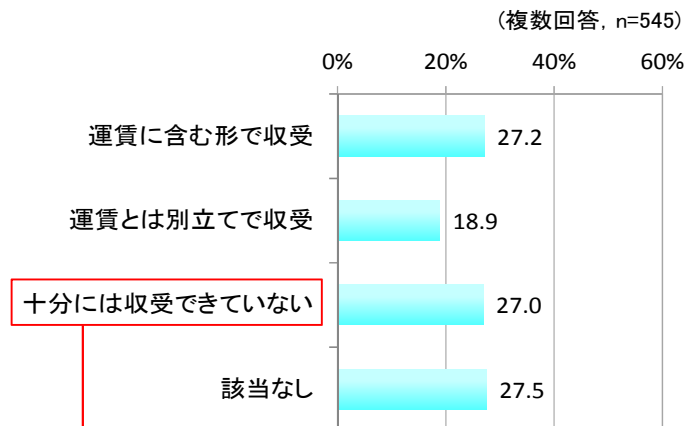
Q28: 割増料金の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

【対象者: 上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

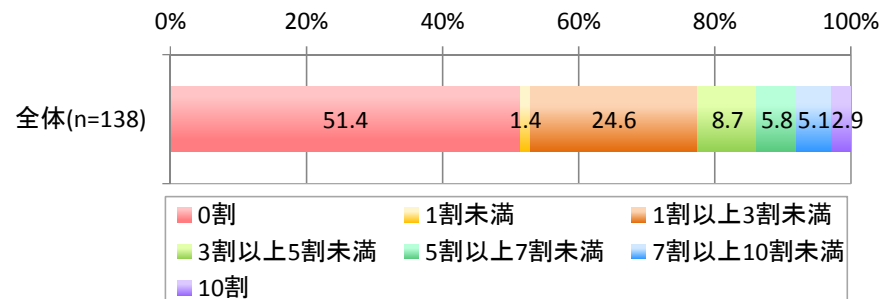
Q29: 収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

Q30: 割増料金は運送契約書に記載していますか。(単回答)

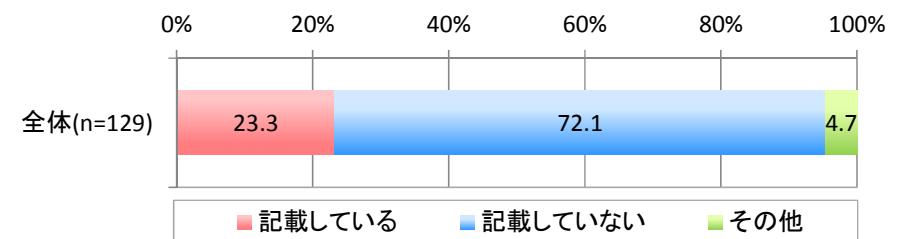
Q28 費用収受の状況



Q29 収受できている割合



Q30 運送契約書への記載



## Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

### 3. 費用収受⑧ その他費用

【対象者:全員】

Q31:その他の費用の収受についてお答えください。(複数回答)

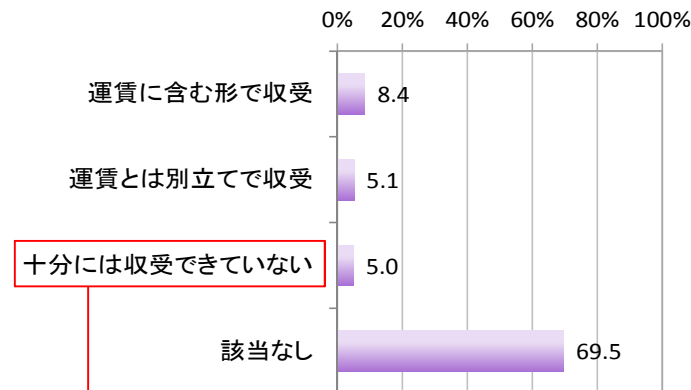
【対象者:上記設問で「十分には収受できていない」と回答した回答者】

Q32:収受できているのは何割程度ですか。(単回答)

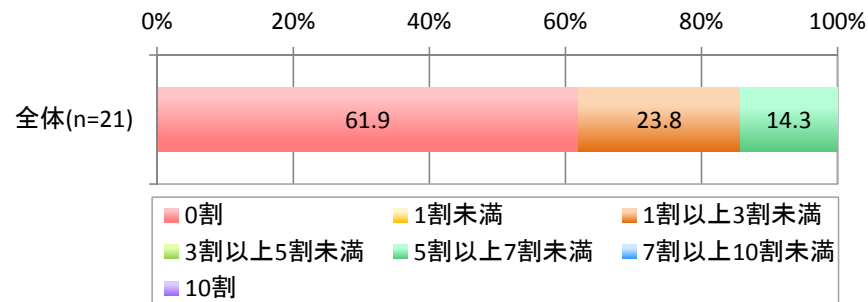
Q33:その他費用は運送契約書に記載していますか。(単回答)

Q31 費用収受の状況

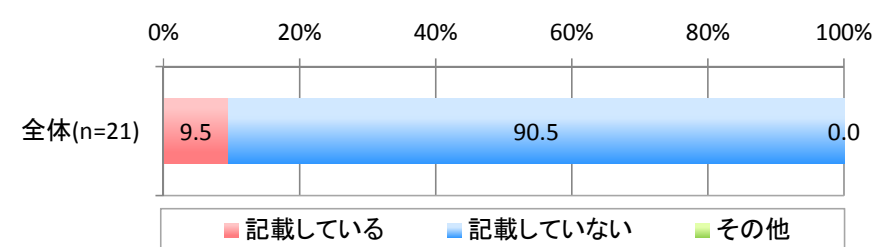
(複数回答, n=545)



Q32 収受できている割合



Q33 運送契約書への記載





### Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

#### 4. 運賃・料金の決定方法

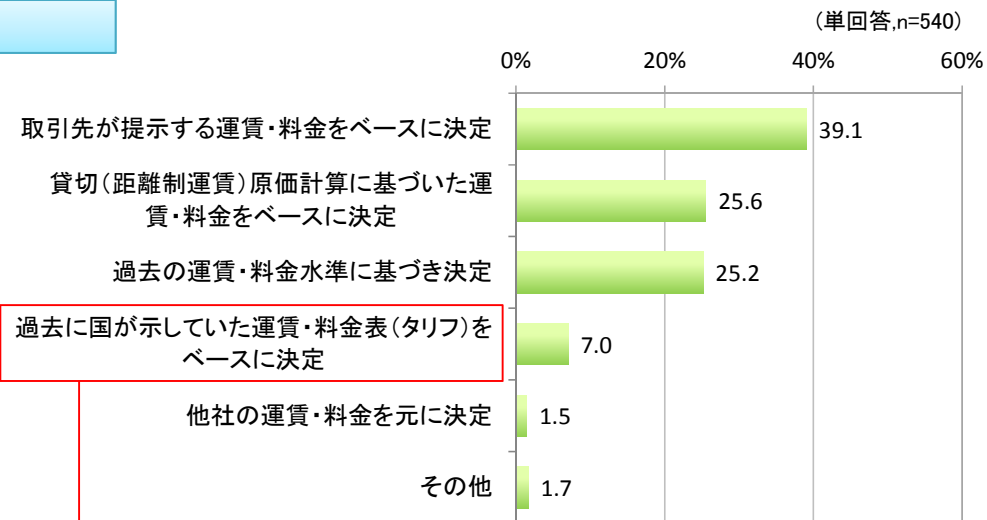
【対象者: 全員】

Q34: 取引先と運賃・料金を決める主な方法について選択してください。(単回答)

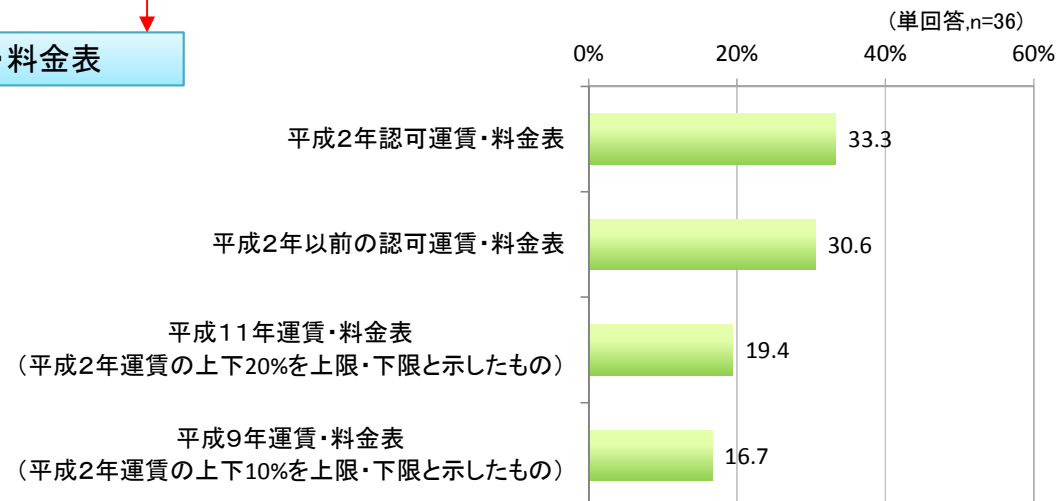
【対象者: 上記設問で「過去に国が示していた運賃・料金表(タリフ)」と回答した回答者】

Q35: ベースとしている運賃・料金表を選択してください。(単回答)

Q34 運賃・料金の決定方法



Q35 ベースとしている運賃・料金表



### Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

#### 5. 運賃の変更、値上げについて

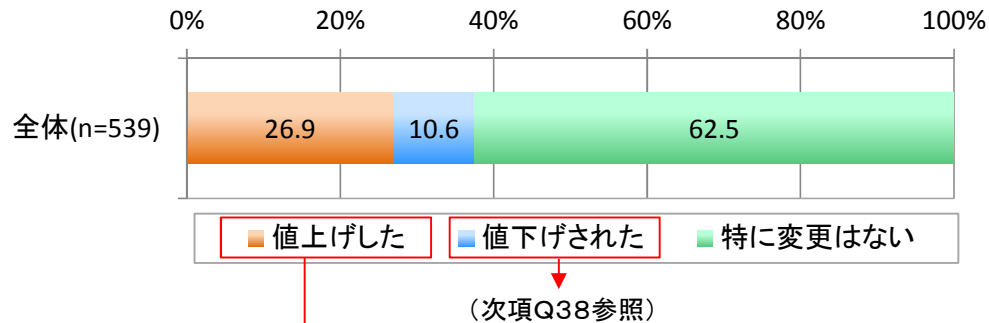
【対象者: 全員】

Q36: 最近、運賃の変更(値上げ・値下げ)がありましたか。(単回答)

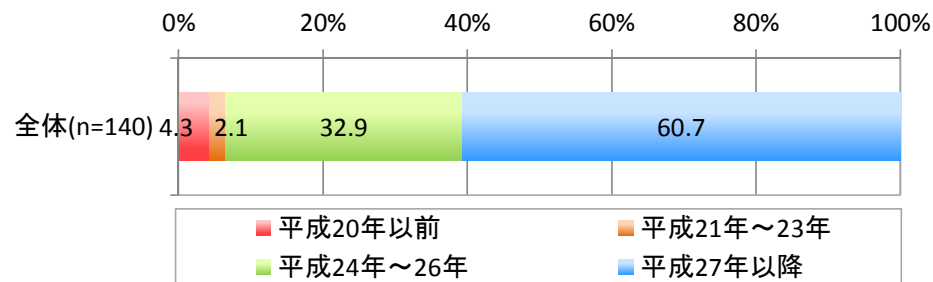
【対象者: 上記設問で「値上げした」と回答した回答者】

Q37: 値上げした時期(単回答)と、値上げした理由についてお答えください。(複数回答)

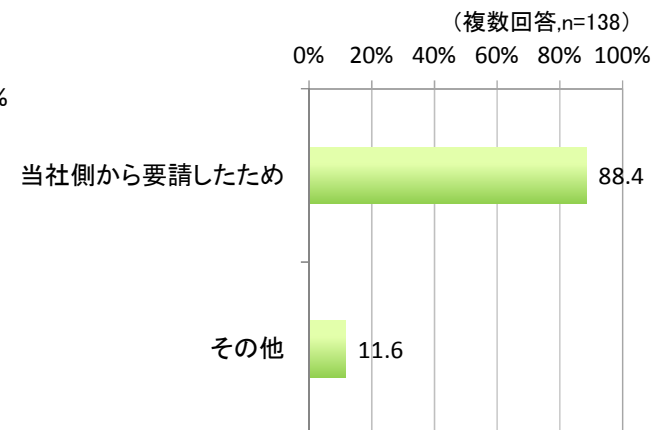
Q36 運賃の変更



Q37 値上げした時期



Q37 値上げした理由



### Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

#### 6. 値下げについて

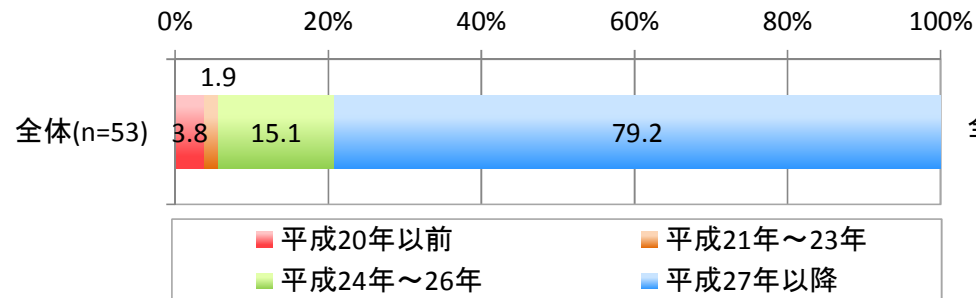
【対象者:上記設問で「値下した」と回答した回答者】

Q38:値下げした時期と、値下げした理由についてお答えください。(単回答)

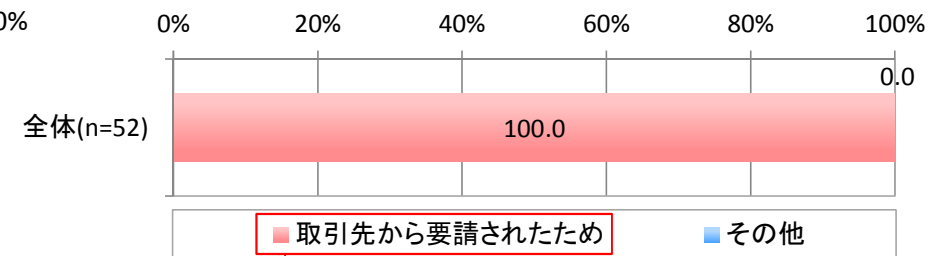
【対象者:上記設問で「取引先から要請されたため」と回答した回答者】

Q39:要請された理由は何ですか。(複数回答)

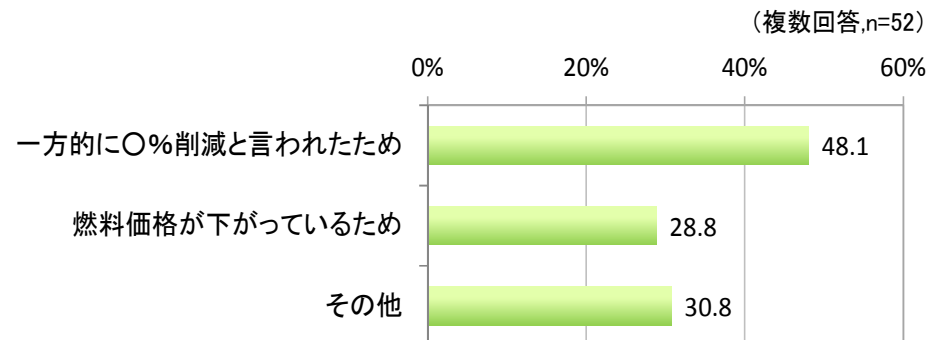
Q38 値下げした時期



Q38 値下げの理由



Q39 値下げを要請された理由



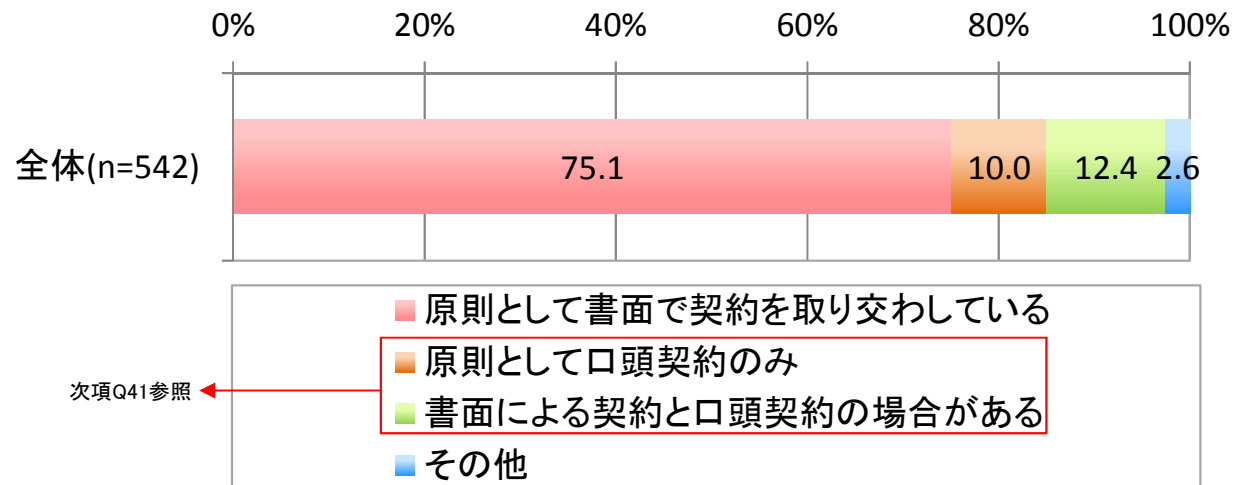
### Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

#### 7. 契約書面の取り交わし

【対象者: 全員】

Q40: 取引先(運行委託者)とは、書面で契約を取り交わしていますか。(単回答)

Q40 書面の取り交わしの有無



## Ⅲ. 取引状況(実運送の売上高が一番高い輸送品目)

### 9. 書面契約の実現

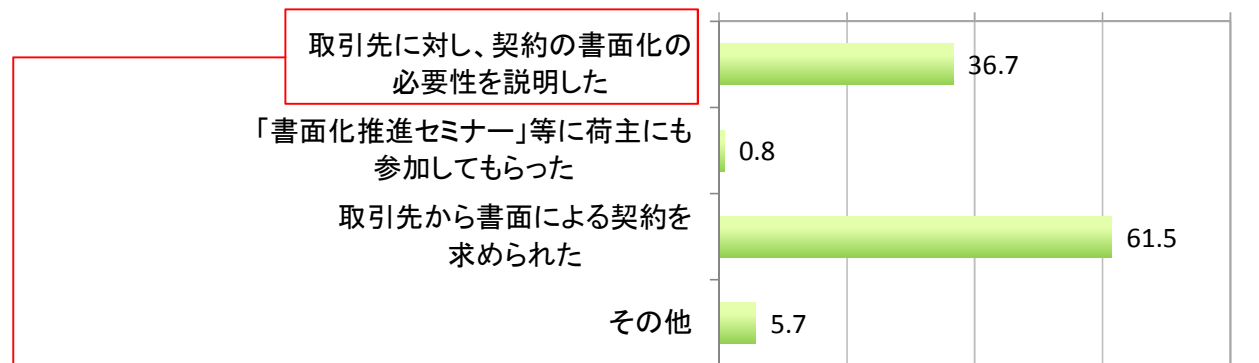
【対象者:「書面契約を取り交わしている」、あるいは「書面による契約と口頭契約がある」と回答した回答者】

Q41: 書面による契約をどのように実現しましたか。(複数回答)

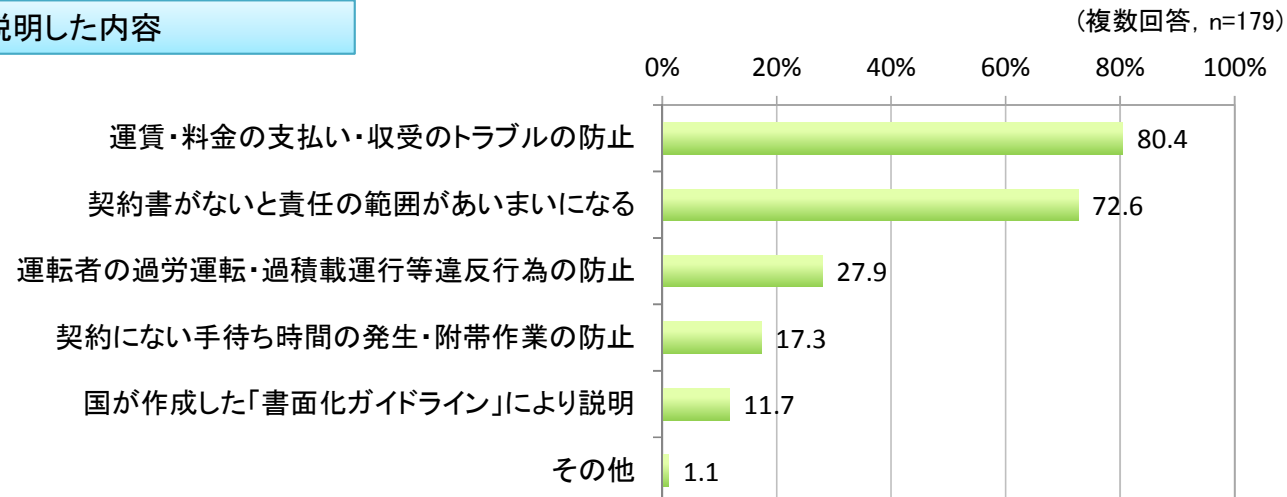
【対象者: 上記設問で「取引先に書面化の必要性を説明した」と回答した回答者】

Q42: 具体的に何を説明しましたか。(複数回答)

#### Q41 書面契約の実現



#### Q42 説明した内容



## IV. 料金・運賃收受「全般」

## IV. 料金・運賃収受「全般」

### 1. 取引先からの費用収受 ①安全対策費

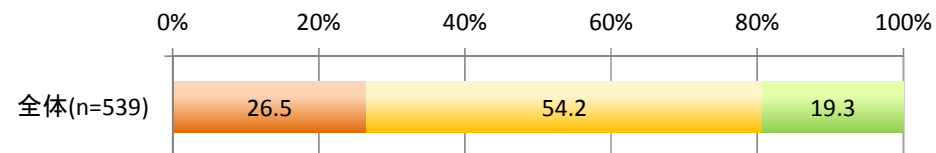
【対象者: 全員】

Q43: 安全対策費を十分にまかなえるだけの、十分な「支払い」を、取引先から頂いていると思いますか。(単回答)

【対象者: 上記設問で「最低限の対策ができるだけの支払いしかもらっていない」、「今の支払いでは最低限の対策すらできていない」と回答した回答者】

Q44: 具体的に何が出来なくなっていますか。(複数回答)

Q43 取引先からの収受状況



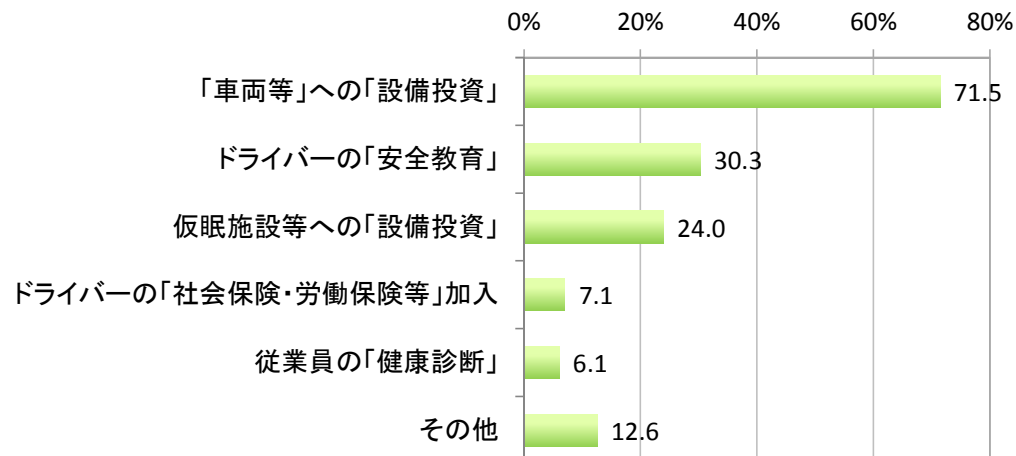
「十分、対策できる」だけの「支払い」をもらっている

「最低限の対策」ができるだけの「支払い」しかもらっていない

今の「支払い」では、最低限の対策すらできていない

Q44 出来なくなっている事項

(複数回答, n=396)



## IV. 料金・運賃収受「全般」

### 1. 取引先からの費用収受 ②環境対策費

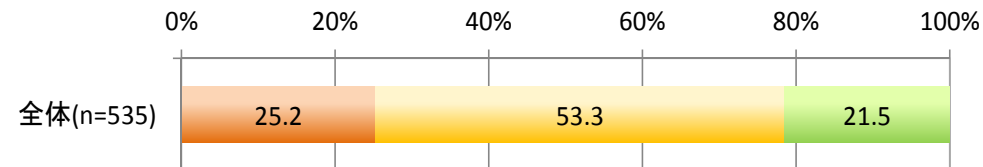
【対象者：全員】

Q45：環境対策費を十分にまかなえるだけの、十分な「支払い」を、取引先から頂いていると思いますか。（単回答）

【対象者：上記設問で「最低限の対策ができるだけの支払いしかもらっていない」、「今の支払いでは最低限の対策すらできていない」と回答した回答者】

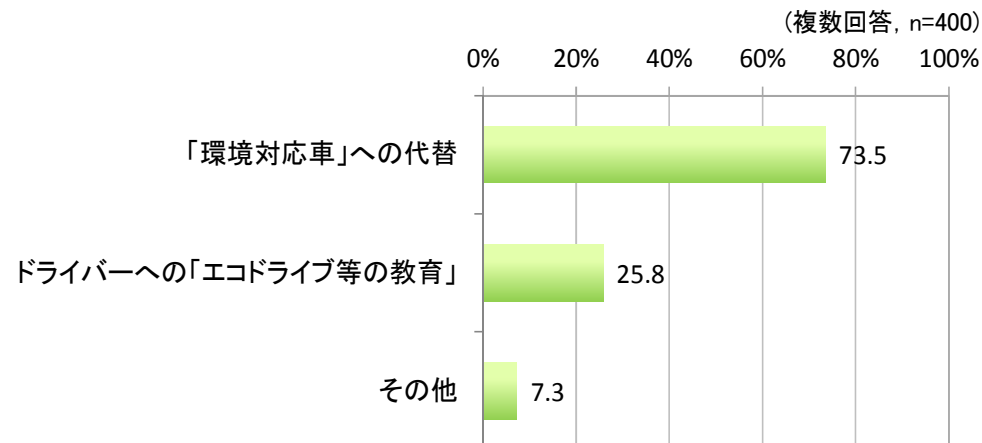
Q46：具体的に何が出来なくなっていますか。（複数回答）

Q45 取引先からの収受状況



- 「十分、対策できる」だけの「支払い」をもらっている
- 「最低限の対策」ができるだけの「支払い」しかもらっていない
- 今の「支払い」では、最低限の対策すらできていない

Q46 出来なくなっている事項





## IV. 料金・運賃収受「全般」

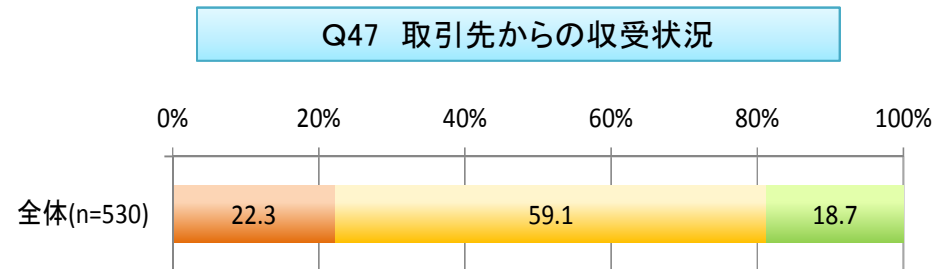
### 1. 取引先からの費用収受 ③人件費

【対象者: 全員】

Q47: 人件費を十分にまかなえるだけの、十分な「支払い」を、取引先から頂いていると思いますか。(単回答)

【対象者: 上記設問で「最低限の対策ができるだけの支払いしかもらっていない」、「今の支払いでは最低限の対策すらできていない」と回答した回答者】

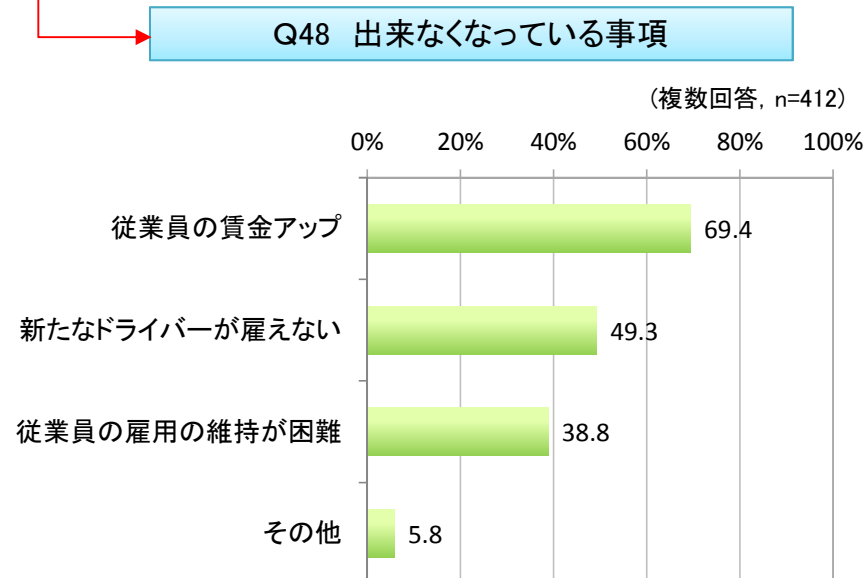
Q48: 具体的に何が出来なくなっていますか。(複数回答)



「十分、対策できる」だけの「支払い」をもらっている

「最低限の対策」ができるだけの「支払い」しかもらっていない

今の「支払い」では、最低限の対策すらできていない

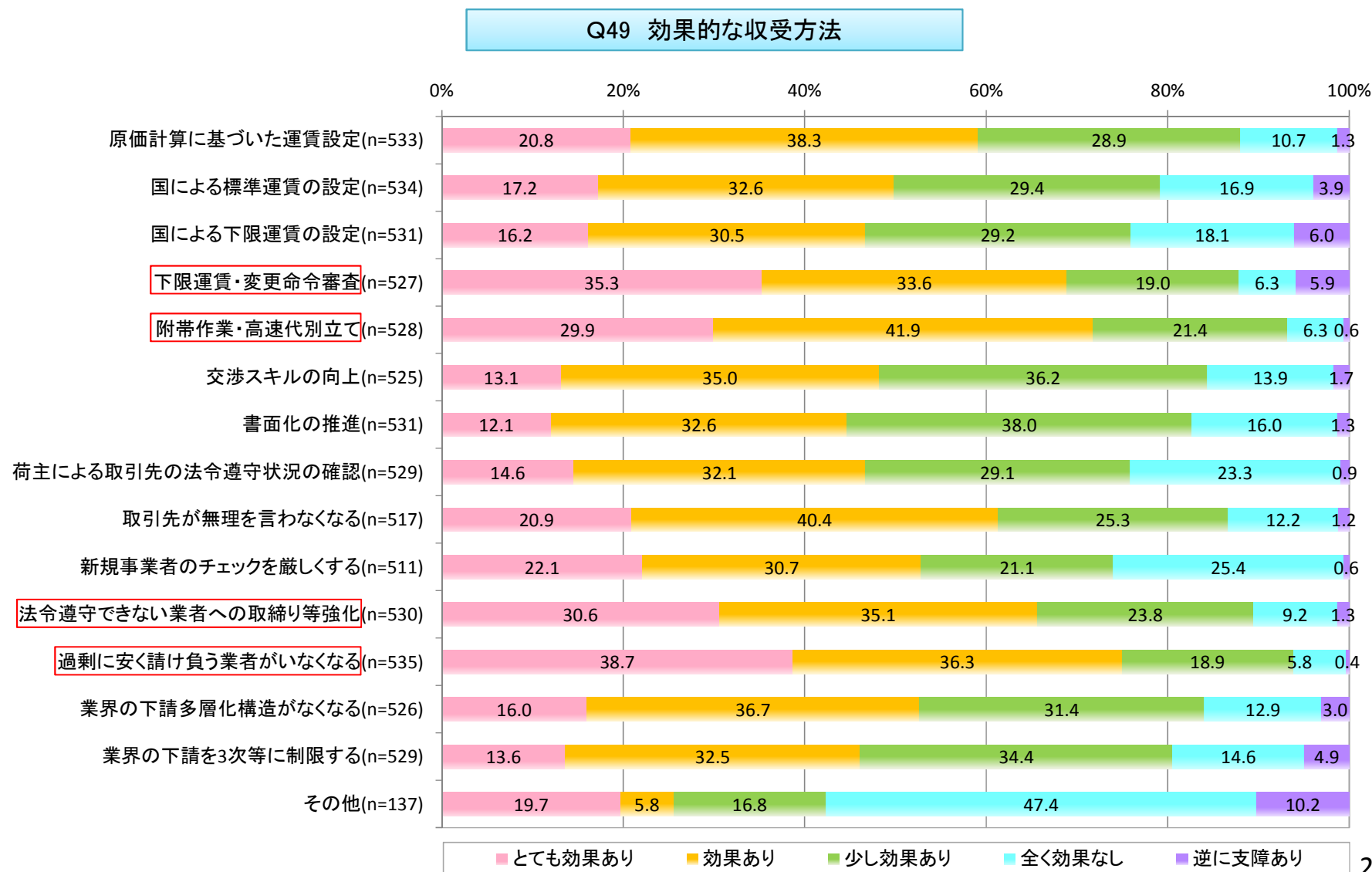


## IV. 料金・運賃収受「全般」

### 2. 効果的な運賃・料金収受方法

【対象者：全員】

Q49:「十分な運賃・料金の収受」のために、次の方法はどれくらい効果的だと思いますか。(単回答)

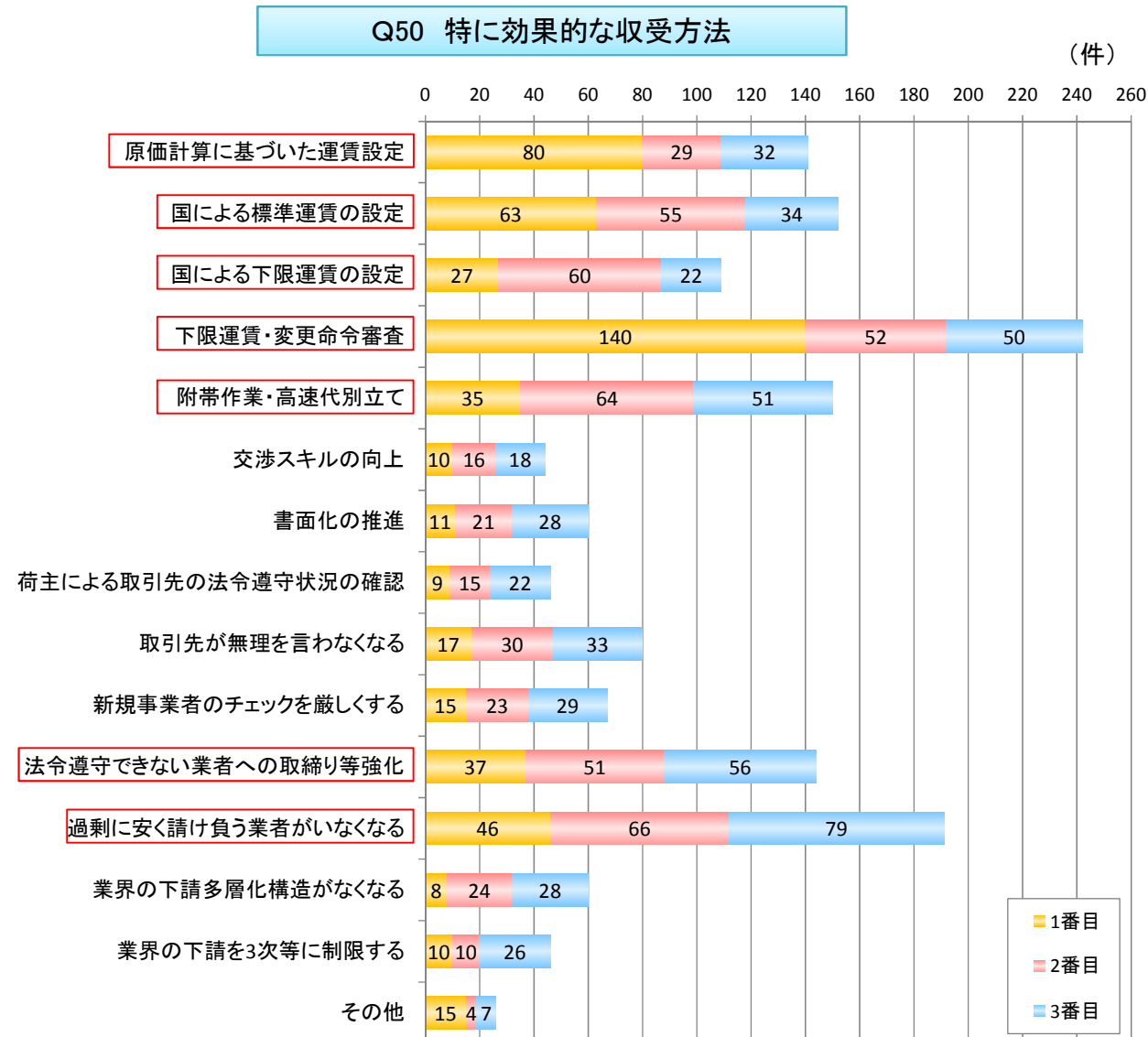


## IV. 料金・運賃収受「全般」

### 3. 特に効果的な運賃・料金収受方法

【対象者：回答のあった回答者】

Q50：特に効果的なものを3つ選んでください。（複数回答）



## IV. 料金・運賃収受「全般」

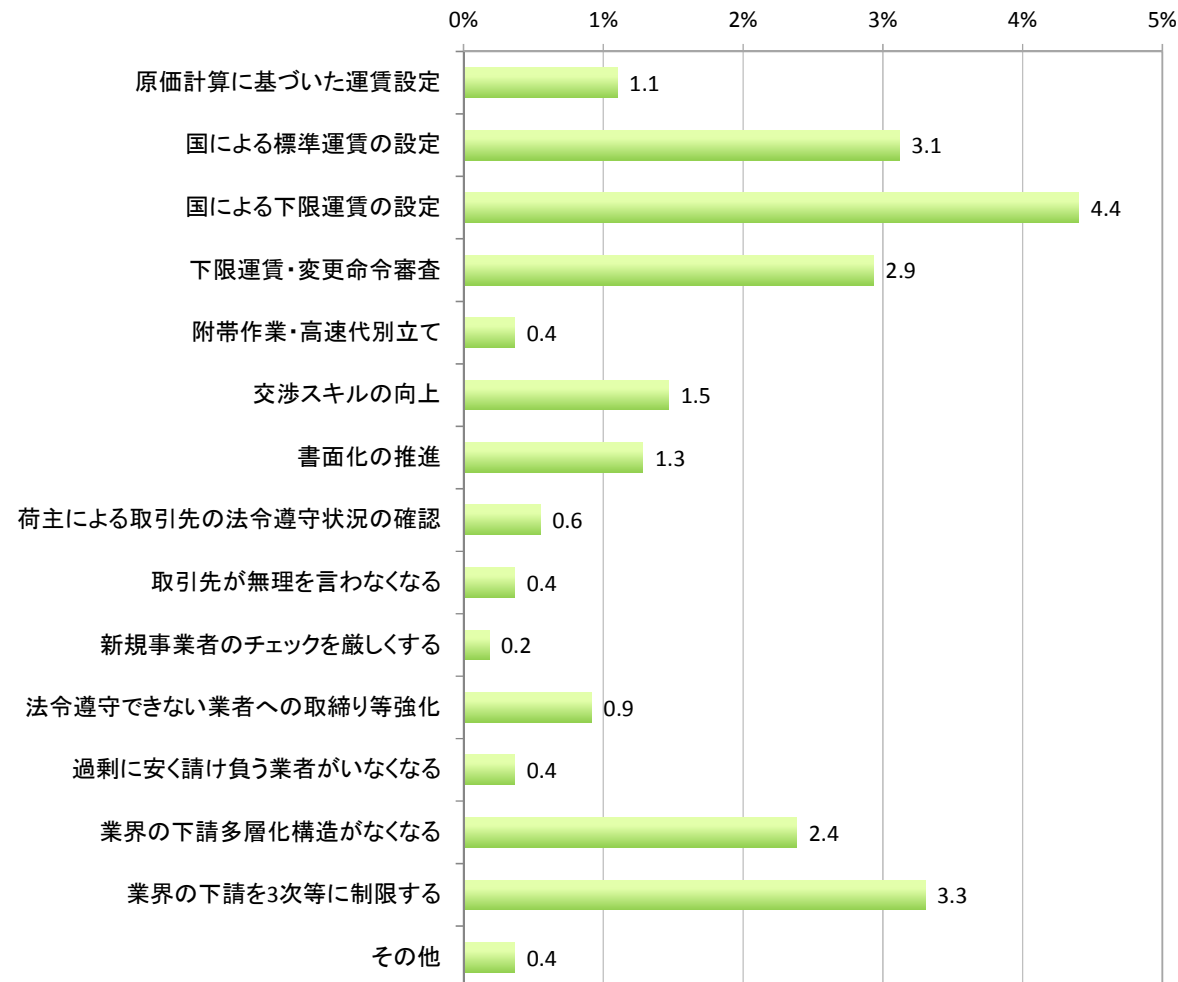
### 4. 特に支障がある方法

【対象者:「支障あり」を1つでも選択した回答者】

Q51:特に支障がある方法を2つまでご回答ください。(複数回答)

Q51 特に支障がある方法

(複数回答,n=545)



## V.「適正取引推進に係る」各ガイドライン

## IV. 適正取引推進に係る各種ガイドライン

### 1. 各種ガイドラインの認知・活用

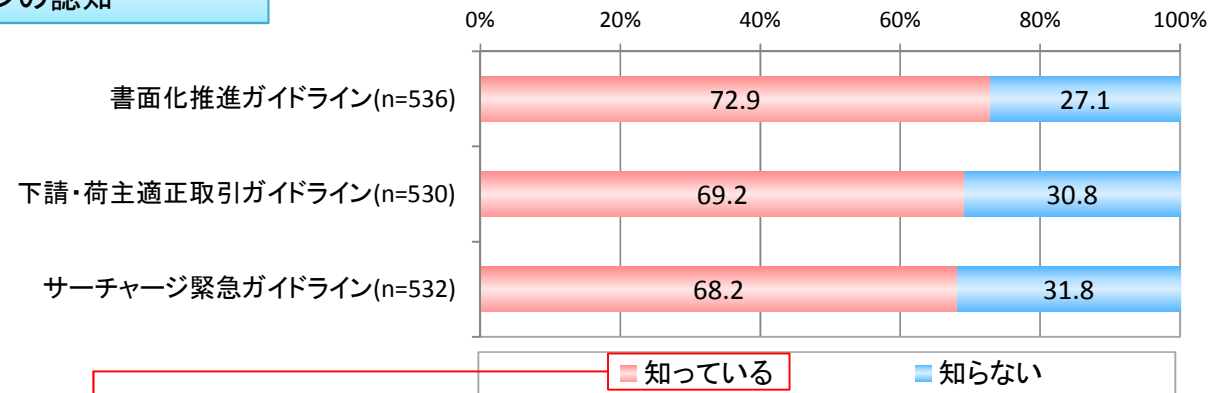
#### 【対象者: 全員】

Q52: 「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」を知っていますか。(単回答)

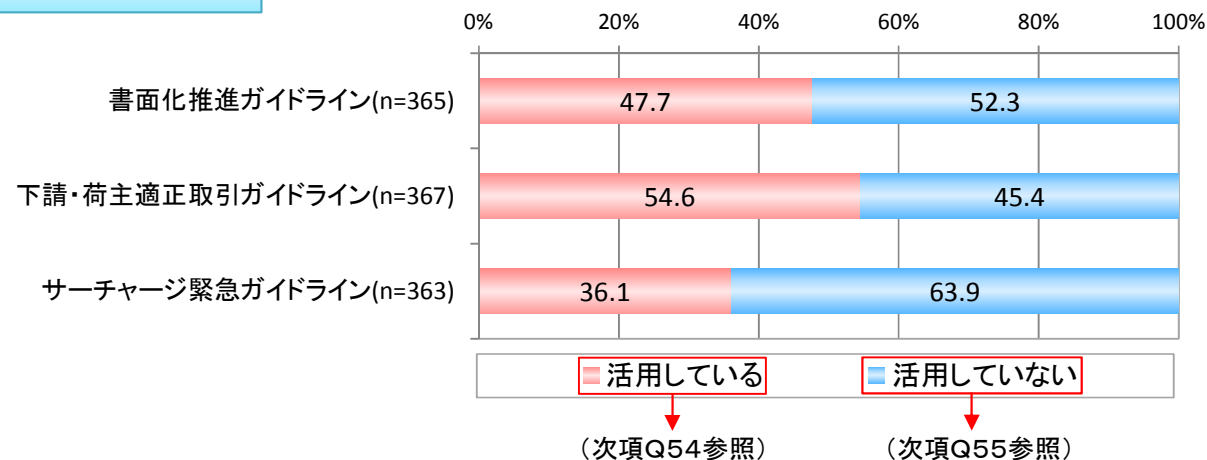
#### 【対象者: 上記設問で「知っている」と回答した回答者】

Q53: ガイドラインを活用していますか。(単回答)

#### Q52 ガイドラインの認知



#### Q53 ガイドラインの活用



# V.「適正取引推進に係る」各ガイドライン

## 2. 各種ガイドラインの活用状況

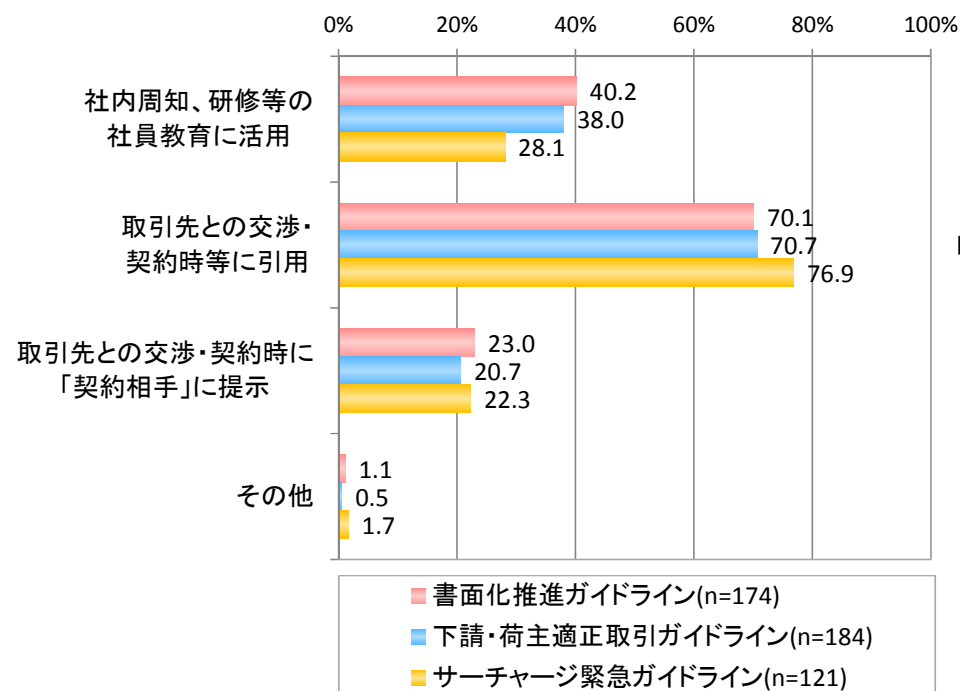
【対象者:「活用している」と回答した回答者】

Q54:何に活用していますか。(単回答)

【対象者:「活用していない」と回答した回答者】

Q55:なぜ活用していないのですか。(単回答)

Q54 活用しているもの



Q55 活用していない理由

